平成 21 年度第 3 回金沢市景観審議会

日時　平成 22 年 3 月 25 日（木）　午後 2 時～午後 3 時 40 分

場所　金沢市役所 7 階　全員協議会室

１．開会

過半数の出席あり。欠席は、小作委員、田中委員、竺委員、森委員、森田委員

２．都市整備局長あいさつ

３．景観審議会会長あいさつ

４．議事

（1）審議事項　　保存対象物の指定について

（水野会長）　それでは早速会議に入りたいと思います。議事次第４　(1)「保存対象物の指定について」事務局よりご説明をお願いします。

（事務局）　文化財保護課の中村と申します。よろしくお願いいたします。

今年度の保存建物部会ですが、去る 3 月 3 日（水）に開催されまして、尾張町 1 丁目地内の旧田上医院および片町 2 丁目地内の佐野家住宅について現地視察を含む審議を行い、これらを景観審議会の審議案件とすることに決しました。

それでは、市指定保存建造物候補の旧田上医院および佐野家住宅について概要をご説明いたします。お手元の資料と併せパワーポイントの画面ご覧ください。まず最初に旧田上医院についてご説明いたします。

（以下パワーポイント併用）

旧田上医院は、画面に示しております尾張 1 丁目地内に位置する昭和 7 年に建築された近代洋風建築であります。その周辺には既に指定されております旧三田商店、旧村松商店、旧石川銀行橋場支店、旧森快安邸のほか、田上家が建っております。

建物周辺の町並みの現況です。

敷地は南側と東側が道路に接する角地であります。敷地の中には旧医院棟のほかに

南東角に旧臨床検査所、東の通りに面しまして旧住宅棟および離れが建っております。旧住宅棟につきましては平成 9 年に田上家として既に指定保存建造物として指定されております。

建物の概観です。建物は木造 2 階建てで正面となります南面は 1、2 階とも上げ下げ窓を連続させたモルタル塗りの壁面です。1 階と 2 階の間に幅広の見切りを入れた比較的単調な意匠となっております。中央の入口は独立柱を持つ吹き放ちのポーチを設けて玄関を構えております。側面は隣家が接していた部分を鉄板張りとする以外は下見板張りとなっております。

1 階平面です。建物の平面は玄関の右脇に男子待合室、左脇に女子待合室を設け、それぞれに入口があります。玄関ホールから内部は旧住宅棟と連結するまでの奥行きの長い中廊下を設け、その左右に部屋を配しております。1 階中廊下の東側には手前から受付を兼ねた薬局、診療室、男子処置室、応接室が並んでおります。西側には看護婦室、処置室、検査室、手術室、消毒室が並んでおります。

2 階平面です。2 階は階段ホールから 1 階と同様に中廊下があります。東側には大小 7 室の病室が並び、奥に浴室、看護婦室があります。西側には病室、物入れ、面会室、自炊室、レントゲン室、電気室が並んでおります。

これは玄関ホール受付の現況写真です。

1 階中廊下部分の現況写真です。

診療室の写真です。

正面階段の 2 階部分の写真です。

このように旧田上医院は内部の平面構成にかかわる間仕切りなどの改変もなく、建築当初の状態が保たれております。特に玄関周りや廊下から見た部屋の連なるたたずまいや待合室、薬局、診察室、手術室などの内部は内装類や調度に至るまで建築当初

の状況が残されております。

以上、ご説明いたしました旧田上医院は、金沢において昭和という激動の時代を過ごした人々の生活を垣間見ることのできる貴重な医院建築で、尾張町の歴史的なまちなみ景観にも寄与しており、市指定保存建造物として指定する価値があると認められます。

次に、佐野家住宅についてご説明をいたします。

佐野家住宅は片町 2 丁目地内に位置し、木倉町から中央通りにぬける通りに面して建っております。建物は戦前に金沢近郊で多くの農地を所有していた佐野家が本宅として大正 5 年に建築したものです。

現在の周辺のまちなみの状況です。

敷地は北西側が道路に面する土地で、建物は主屋と土蔵のほか、表門と築地塀を構えております。

主屋は切妻造桟瓦葺き、妻入りの木造 2 階建てで、大きな妻面は束、貫を表したアズマダチの意匠とし、壁には黒漆喰を塗っております。外壁は下見板張りとし、正面 2 階部分に間口 5 間をはかる出窓を設けてキムシコを付けております。

1 階平面です。1 階の特徴的部分としまして、表玄関を上がり廊下を挟んで広さ 2 畳ほどの明かり取りを設けております。また、その横から奥にあります 12 畳半の座敷と 5 畳の通り間を挟んで洋室を設けており、建築当時、洋室は座敷から見る芸伎などの踊りの舞台として使用されていたと言われております。ダイドコロの板の間部分にはイロリが残り、その床下にはハシゴで降りる深いムロがあります。また土間部分には流しと井戸が残っております。

2 階平面です。2 階の部屋のほとんどが座敷の構えですが、特に広縁に面する 10 畳座敷は 8 畳座敷との間に雪景色の松を大胆に描いた襖を入れております。広縁の幅は 1 間で、現在駐車場となっている隣地に設けられていた庭園を見下ろす絶好の位置に廻っております。

1 階 12 畳半座敷の現況写真です。
台所部分の現況写真です。

2 階 10 畳座敷の現況写真です。
このように、佐野家住宅は近代における資産家が本宅として自分の嗜好に合わせて建築した点が特徴的で、金沢において大正、昭和の激動の時代を過ごした一資産家の生活を垣間見ることができます。

以上ご説明しました佐野家住宅は、現在の飲食店ビルや路外駐車場の多い商業地域のまちなみの中で、大正期からその姿をほとんど変えず現在地に建つ規模の大きな近代和風建築であり、表門と築地塀を構え、土蔵を備えた建ちの高いアズマダチの外観は、周辺が藩政期に武士居住地であったことを想像させてくれるものであり、市指定保存建造物として指定する価値があると認められます。
説明は以上です。

（水野会長）　はい、ありがとうございます。この 2 つの案件とも保存建物部会で審議されたものです。ただ今のご説明に関して、何かご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。いずれも皆さん、もうご存じであるかと思うのですが。
それでは最初に、旧田上医院の方に何かご質問、ご意見等ございませんか。建物内部にあの当時の構造が残っているのは奇跡的ですね。
それでは、田上医院についてはご意見がないようですので、次に、佐野家について、いかがでしょうか。

（黒川委員）　写真で見ると白漆喰に見えるのですが、黒漆喰なのですか。

（事務局）　実は上部の方の黒い部分が黒漆喰で、長年手入れが行き届かなかった部分がありまして、下地の土壁が見えている部分が少し白く写っております。

（水野会長）　夜、この辺りを歩いていてこの建物に出くわすと、何か急に宮崎駿の世界がやってきたようなすごい迫力を感じますね。

特にご意見もないようですので、この 2 つの物件に関しまして、事務局案のとおり、市指定の保存対象物として答申することといたします。

(2) 報告事項　　「保存樹・保存樹林の指定について」

それでは続きまして、(2)「保存樹・保存樹林の指定について」事務局より説明をお願いします。
（事務局）　それでは緑化推進部会からの報告をいたします、緑と花の課の杉林と申します。当部会は都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の規定に基づきまして、保存樹等の指定に関する審議を行いました。前方のスクリーンをご覧ください。
（以下パワーポイント併用）

保存樹候補としまして、野町 3 丁目の玉泉寺のケヤキおよびイチョウの計 2 本、そして保存樹林候補として田中町の正八幡神社 1 カ所、以上につきまして、今年の 2 月 10 日に現地視察を行った後、指定につきまして審議を行いました。これらの審議につきまして、保存樹候補から順にご報告申し上げます。

まず、保存樹候補であります、野町 3 丁目玉泉寺のケヤキとイチョウからご説明いたします。

玉泉寺は時宗に属し、加賀藩 2 代藩主前田利長公夫人であり、織田信長の息女永姫（剃髪後玉泉院と称す）が玉泉院を創建し、没後、玉泉寺と改め、玉泉院の位牌所となりました。境内の奥には玉泉院の供養搭と言われる五輪塔が残されています。

こちらのケヤキにつきましては、規格は幹周 2.8m、樹高 12m、枝張 15mであります。樹勢がよく、枝ぶりも見事であります。

続きましてイチョウにつきましては、規格は幹周 2.2m、樹高 10m、枝張 10mです。こちらも非常に樹勢がよく枝ぶりも見事であります。

以上、2 本が保存樹の候補であります。

続きまして、保存樹林候補についてご説明いたします。田中町正八幡神社の樹林であります。

当神社は創建については不詳ですが、1617 年に社殿が再建されて今日に至っております。祭神は、誉田別皇尊、気長足姫命、比咩大神です。樹冠面積は約 965m^2、緑被率は 84.1%です。

こちらは町会全体で樹木の維持管理に熱心に取り組んでいただいており、町会長から、ぜひ樹林の指定をしてほしいとのご要望をいただいていることも踏まえ、ぜひとも指定させていただきたいと考えております。

では、当樹林の特徴について説明いたします。ケヤキ、クロマツなどを中心として構成されており、巨樹の目安となる幹周 1.5m以上の樹木が 5 本に達していることから保存樹林候補といたしました。

こちらが正面側から撮影した写真です。

こちらが樹林内部から撮影した写真になります。

このように、この樹林の都市景観における貴重性の観点から、境内全体を保存樹林指定候補に挙げさせていただきました。

緑化推進部会で審議の結果、全会一致でこれらの保存樹・保存樹林の指定に合意を得たところです。その際、部会からは野町 3 丁目の玉泉寺におきまして、墓地と観光資源の整備を並行して進めることを要望事項とする意見が出されておりました。こちらにつきましては、檀家団体とも協議しながら適切に助言・指導してまいりたいと考えております。

以上で、緑化推進部会の報告を終わります。

（水野会長）　はい、ありがとうございます。この保存樹と保存樹林についての案件は緑化推進部会で審議されたものです。

まず保存樹について、何かご質問、ご意見等ございませんか。どうぞ。

（平田委員）　先般、緑化推進部会で現地を視察させてもらい、そのときに、野町のお寺の中のケヤキとイチョウを拝見したのですが、現地でも部会の委員の方々からいろいろと意見が出ました。今ほど担当者の方から、観光に対する整備という声も出ました。確かに現地を見ますと、保存もいいですけれども、あそこのお寺さんの境内が非常に荒れております。現地で、境内全体の整備をどう考えているかということを質問しました。そういう点を課題として進めて欲しいと思っています。以上です。

（水野会長）　私が尋ねようと思ったのもそれに関連してなのですが、この 2 つの樹木は道路などお寺の外から見えるのでしょうか。

（平田委員）　いや、野町の場合は道路から奥が遠いので、中に入らないと見えません。そして、１本は裏手にあります。あのお寺はいい建物なのですが、住職が住んでいないため非常に荒れている。たまたま雨の日だったので、中に入るのも大変だったのです。そういう点で、景観から考えましたら、周りをどう整備していくかということですね。

（水野会長）　はい、事務局の方から何かありますか。こういう指定をすることによって、持ち主も周りの人も気を使うようになってくれるといいですね。せっかくの貴重な樹林が外からも見えないし、入れないしということですよね。

（平田委員）　それから、もう一つ。裏手の木ですが、これを見ますと、どちらの木を保存するのかというのが第一印象だったのです。これは、せっかく保存していくというのに、あまりにもひどい状態ではないかなと思っています。

（水野会長）　難しいですね。多分、木は立派なのでしょうけれども、それを管理していく体制も大切だという、大変貴重なご指摘かと思います。ほかにご意見ございませんか。

（宇佐美委員）　今いくつか出たお話と関連するのですが、ご住職はいらっしゃるけ

れども、ほとんど無住状態ですよね。兼務みたいな形。指定した場合に管理者はご住職になるわけですか。ほとんどいらっしゃらないと思うのですが。

（事務局）　住職は富山に在住しておりまして、実際に玉泉寺およびこの境内を管理しているのは檀家の団体の方々です。

（宇佐美委員）　お寺ではなくて檀家さんが管理者なのですか。

（事務局）　はい。そうです。

（山岸委員）　今のお話に関して、資料２の「保存樹の指定」の１行目のところに「美観風致を維持するために必要があると認められたときは保存樹の指定をする」という仕組みなのですが、今回は、まず保存樹に指定して後から美観ということで、話が後先になるのですね。ですから、先ほど平田委員がおっしゃられたことと併せまして、そこのところをきちんと担保してやらないと、保存樹にしましたと言われても、次にどうするのですかという話になると思います。そこのところはどうですか。

（事務局）　本来であれば、指定を受ける前に檀家の方々で、この墓地あるいは境内をある程度整備していただいて、そのうえで美観風致の維持が図られていくことが望ましいのですが、今回、檀家団体から、後世に残すべき価値のある樹木ですので、ぜひ指定を受け助成制度を活用させてほしいという申し出がありました。助成の内容としては、一つには管理奨励金という形でこのお寺の檀家の方に、年間１万円ずつの奨励金を支給しております。併せて危険木や枝打ち等については、そのかかった経費の90％を市で補助するという制度も設けております。そういった制度を活用しながら樹木および境内等の管理と整備をすすめていきたいという要望を受けております。そういった経緯を踏まえて、指定候補として挙げさせていただいた次第です。

（山岸委員）　では、すべて担保条件は整っている話なのですね。

（事務局）　そう理解していただいて結構です。

（水野会長）　はい。その他ございますか。非常に大事な保存樹の認定ですが、担保条件についてのご指摘がありました。

それでは次に、保存樹林の指定候補の案件につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。いわゆる社叢林ですね。

特にないようですので、それでは保存樹および保存樹林につきまして、事務局案のとおり了承することといたしますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、了承することといたします。

（3）報告事項　　①建物部会報告　②用水みちすじ部会報告

（水野会長）　続きまして次の議事は、専門部会報告でございます。建物部会と用水みちすじ部会の報告につきまして、一括して事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）　景観政策課建物部会担当の新保と申します。よろしくお願いいたします。それでは、平成 21 年度下期において建物部会で審議しました内容を、資料 3 に基づいてご報告いたします。

（以下パワーポイント併用）

今年度 11 月以降の建物部会の開催は、5 回です。審議・報告した案件は延べで、「近代的都市景観創出区域」内が 2 件、昨年 10 月より新設された「伝統環境調和区域」内が 1 件、「伝統環境保存区域」内が 4 件、「その他の区域」が 4 件ありました。下期の合計は、11 件ありました。

今年度建物部会の全開催回数は 11 回で、審議・報告した案件は延べで、「近代的都市景観創出区域」内での計画が 5 件、「伝統環境調和区域」内での計画が 1 件、「伝統環境保存区域」内での計画が 9 件、「その他の区域」での計画が 13 件、合計 28 件ありました。

本日は、下期に審議してきました案件を、区域別にスクリーンを使って、ダイジェストでご報告いたします。

はじめに、「近代的都市景観創出区域」における案件についてご報告いたします。
「金沢香林坊地区複合施設新築計画」についてご説明いたします。

この案件は、都心軸に面してアーケードを設置する高さ 37mの複合施設で、長町武家屋敷跡界隈など隣接する伝統環境保存区域への影響を考え、当部会に諮りました。これまで 2 回の審議を重ね、了承されております。

このような計画建物となっております。建物のボリュームを軽減するために、分節化し、低層部は、ガラスのファサードとして賑わい創出を目指し、5 階以上の高層部は、バルコニーの附属した住宅のような雰囲気のオフィスで、格子を少々ずらした市松パターンと漆黒の外壁が相俟った金沢の伝統を抽象的に表現したモダンデザインとした計画です。

建物中央には、ポケットパークを設け、3 層吹き抜けのシースルーエレベーターなど開放感を演出しております。

アーケードの設置に関しては、外壁を歩道より 2.5m後退させ一体的な歩行空間を確保しています。また、ガラス張りのアーケードとし、天候に配慮した明るいイメージとなっております。
当部会としましては、特に、アーケードを設置する建物としてのパブリック空間の創出や長町武家屋敷跡界隈など西側の伝統環境保存区域からの見え方への配慮について要望しました。

その結果、当初西側外壁も漆黒だったものを、このように少しトーンを抑えたグレーとし、また、開口部の大きさや配置についても、周辺へのプライバシーへ配慮していただきました。
さらに、屋上機械置場には、目隠しスクリーンや屋上緑化、屋外階段についても、目隠しルーバーを設置し、周辺からの見え方に配慮していただいております。
次に、「市庁舎耐震化基本計画」について、ご説明いたします。

耐震改修ではありますが、本市の中心に位置し、市民サービスの拠点建物として、一部外観を変更することとなるため、当部会に諮りました。

特に、新館入口ピロティ部分に、このように意匠を考慮したブレースが入る計画となっております。格子型とアーチ型で審議し、デザイン性の他、開放感やメンテナンス、安全性などから、このアーチ型の案で進める方向で了承し、今後設計を進めていく中で、細部については継続審議となっております。

これが、全景シミュレーションです。内部のブレースを分かりやすく示していますが、色彩に関しては、今後検討していくことになっています。

続きまして、「伝統環境調和区域」における案件についてご報告いたします。この区域は、昨年 10 月より新しく設けられた区域で、伝統環境保存区域と隣接した幹線沿道において伝統環境との調和がとれるよう誘導していくこととしています。

野町 2 丁目地内の「共同住宅新築計画」について、ご説明いたします。これまで 3 回の審議を重ね、了承されております。

この計画地は、伝統環境調和区域と伝統環境保存区域にまたがる敷地です。計画建物は、鉄筋コンクリート造 10 階建て高さ約 31mの共同住宅です。

当初このような計画でした。低層部を分節化し、周辺との調和へ配慮してもらい、さらに、グレー系の外壁色についても、新景観条例の推奨色に極力近づけるよう要望し、配慮していただきました。その他に、エアコンの室外機の見え方や背面にある駐車スペースの見え方についても配慮していただきました。

続きまして、「伝統環境保存区域」における案件についてご報告いたします。
本多町 3 丁目地内の「鈴木大拙館(仮称)建設計画」について、ご説明いたします。
計画建物は、平屋建て高さ約 8mと小規模でありますが、計画地が、伝統環境保存区域の他に、風致地区や斜面緑地保全区域などにも指定されていることと、若干では

ありますが、法尻を掘削すること、また、市指定名勝「松風閣庭園」に隣接している場所性を考慮して、当部会に諮りました。

これが、完成模型写真です。当部会としては、斜面緑地との連続感を持たせたいという設計意図は十分理解できましたので、斜面緑地部の樹木の伐採や水道（みずみち）の変化による樹木への影響について調査するよう要望しました。併せて、斜面緑地部にある散策ルートの検討については、隣接住民のプライバシーへの配慮など、慎重に対応するよう要望しております。

また、屋根面について、周辺の高い場所からの見え方についても配慮するよう要望しております。

次に、小立野 5 丁目地内の「金沢商業高等学校改築計画」について、ご説明いたします。これまで 2 回の審議を重ね、了承されております。

計画地は、昨年 10 月より新しく伝統環境保存区域に拡大された場所で、ほかに 15 m高度地区に指定されている区域でもあります。計画建物が高度地区の特例許可を受けるため、当部会に諮りました。

斜面緑地保全区域内ではありませんが、小立野台地の端に位置しているため、浅野川対岸よりシミュレーションするなど遠景としての見え方と南側前面道路からの圧迫感などについても審議しました。

特に、南側前面道路からは、大きく後退し、さらに 2 階以上の壁面もセットバックし、圧迫感の軽減を図っています。さらに、前面には、高木植栽や 2 階屋上緑化し、遠景に関しては、斜面部に近い位置には、体育館棟を配置する計画とし、周辺の住宅環境へも配慮された計画となっております。また、屋上にソーラーパネルを設置しますが、周辺からは見えにくい位置に設置する計画です。

続いて、小立野 4 丁目地内の「小立野小学校改築計画」について、ご説明いたします。

この案件も先ほどの金商高校同様、昨年 10 月より新しく伝統環境保存区域に拡大さ

れた場所です。計画建物は、地上 2 階建て、高さ約 12mとなっております。

建物全体のボリュームを分割し、周辺への圧迫感を軽減する計画とし、中高学年棟は、内部空間を包み込む緩やかな曲面屋根を採用し、建物の高さを極力抑え、体育館棟も、屋根勾配を緩くして南側住宅地への圧迫感を軽減しております。

その他、建物前面には雁木空間を設け、雨雪への配慮も兼ねたデザインや西日の抑制も兼ねた格子のイメージを採用するなど、周辺からの見え方に配慮された計画となっており、了承されております。なお、地上設置型のソーラーパネルも計画されていますが、外構詳細については、継続審議となっております。

最後に、「その他の区域」における案件についてご報告いたします。
「西金沢駅橋上駅舎・自由通路整備計画」について、ご説明いたします。これまで 2 回の審議を重ね、了承されております。

地上 2 階建て、高さ約 13mと小規模ではありますが、西金沢駅という拠点建物ということで、当部会に諮りました。

これは、新しくできる西口側のパースです。当初の計画に対し、材料の使い分けや附属建物について、意見があり、このように、中央付近にアクセントとして、縦のラインを強調したデザインパネルを採用し、陰影を活かした表情を持たせました。また、駅舎部分に関しては、鉄道の保安上・管理上シンプルにする必要があるため、窓形状を整えることに留めました。

別の角度から見たパースです。

こちらは、東口のパースです。新幹線の高架がこのように手前にできてくるため、西口と同じデザインとはせずに、水平や垂直の要素を活かしたデザインとして、開口部や外壁素材を整えています。

これが東口のメインエントランスの拡大パースです。駅東のアクセス道路の正面に見えてくる部分になり、シンボリックにデザインされています。

この他、バスシェルターなど附属建物に関しては、継続審議となっております。また、アクセス道路や駅前広場などについては、用水みちすじ部会での継続審議となっております。

続いて、東金沢駅前の「駅西消防署小坂出張所(仮称)等建設計画」について、ご説明いたします。これまで2回の審議を重ね、了承されております。

地上2階建て、高さ約11mと小規模ではありますが、東金沢駅前の拠点建物ということで、当部会に諮りました。

この案件については、正面にアルミ部分が多く、当初シルバー色で、かなりハードなイメージが強く、ステンカラー色とするなどもう少し落ち着いたものとなるよう、また、敷地内にもう少し中高木などの植栽を増やすよう要望しました。

その結果、出入口付近に桜などの中高木やサツキの密植、敷地内には、隊員の活動に支障のない範囲において、中高木を植栽する計画とし、また、アルミ素材部分もステンカラー色とし、配慮していただきました。

当部会としましては、このように、さまざまな区域において、いろいろな角度から、慎重な審議を重ねております。

本日は、その概要についてご報告いたしました。

以上で、建物部会からの報告を終わります。

（水野会長）　はい、ありがとうございました。

（事務局）　続きまして、用水みちすじ部会の報告をさせていただきます。景観政策課の杉本と申します。よろしくお願いいたします。

平成21年度の用水みちすじ部会でございますが、開催回数は4件ありました。審議案件は11件、報告案件は3件です。本日はそのうちの審議案件の4件について報告をさせていただきます。

まず、犀川鞍月用水堰改修工事です。事業主体は石川県の県央土木総合事務所河川砂防課です。こちらの案件につきましては、県の方で別途検討委員会を立ち上げております。その委員会の前の段階として、景観に関して検討していただきたい事項などについて当部会に諮問したものです。

対象地は法島町から城南 1 丁目地内ということで、ちょうど雪見橋がこちらにありまして、下菊橋が下流にあります。その間に鞍月堰があります。この改修をするという案件です。

指定区域は伝統環境保存区域、事業年度は平成21年度から概ね5年ということです。

こちらは現況の鞍月堰の写真です。

景の趣としましては、犀川河道・犀川緑地・町並み・山並みに調和する落差工ということで、現状では、こちらに鞍月堰があります。ここで鞍月用水の取水をしています。今回、河川断面を広げるために鞍月堰の高低差を上流 2 カ所で解消するといった計画です。

工事概要としましては、河床を下げるということで河床の掘削が 12 万m^3、そのほか護岸の整備等があります。現在、こちらの方で鞍月用水を取水していたわけですが、河床が下がることによりまして、もっと上流の方で取水する必要がありますので、河川敷内にその導水路が施工されます。それが鞍月用水路 560mということです。

鞍月用水堰の建設経緯ということですが、現在のコンクリート堰に改築されましたのが 1964 年（昭和 39 年）のことです。

改修のイメージですが、まず、水際については変化のある水際法線で植生の保全・復元を図っていきたいということです。

それから、床止落差工という段差解消の部分ですが、これを施工することによりまして上流の河床の砂礫の流出を防ぐ。それから、落差工を緩傾斜とすることで魚類の移動が容易なものにしたいといったことです。

こちらが鞍月用水堰周辺の改修後イメージです。

これらの計画を受けまして、当部会としまして答申事項を示しておりますが、落差工については、自然に見える石材の配置となるよう検討してほしい、落ち水の音が大きくなりすぎない構造について検討してほしい、鞍月用水堰および、その取水口について一部を残すことができないか検討してほしいとの答申がされております。現在、これらの意見を踏まえまして県の委員会で検討中です。

続きまして、浅野川小橋用水改修工事です。こちらも事業主体は県央土木総合事務所の河川砂防課です。

対象地は瓢箪町、小橋町地内で、浅野川の小橋のすぐ下流に現在の小橋用水堰があります。指定区域は伝統環境保存区域、事業年度は平成 21 年度から概ね 5 年ということです。

こちらは現況の小橋用水堰の写真です。右手の写真の方は、魚が遡上できるように魚道といいまして左岸側に設置されているものです。

景の趣としましては、浅野川河道・町並みに調和する用水堰ということです。

こちらは現況平面図ですが、小橋のすぐ下流に現在の小橋用水堰があります。その上流から 2 本の用水、小橋用水と中島用水の取水をしています。

こちらは標準断面図です。こちらが現況の河床です。この河床を掘削することによりまして河川断面の拡大を図るといった計画です。堰につきましては、河床を掘削することによりまして根入れが足りなくなるということで、今回、改修するということです。

改修形式の検討ということで、治水、利水、環境の 3 面から検討を加えております。ここで考えられる堰の形式につきましては 2 つの形式がありまして、現況の引上げ式、水を流したいときには堰の扉体を上にスライドして上げるという方式。それから右側

の方式につきましては、起伏式といいまして水を流したいときには堰を倒すといった方式、この 2 つの方式のメリット、デメリットを勘案した上で改修形式の検討を行っています。

この計画に対する答申としましては、構造形式については起伏式を基本として検討してほしいということです。現状では引上げ式のものを使っているわけですが、規模が大きくなるということで景観的なバランスが崩れるということもありまして、起伏式を基本として検討してほしいということです。

それから、可能な限り現状の堰に近い位置での改修をお願いしたいということです。

そのほか、石積みや川戸（こうど）などの遺構はなるべく残すよう検討してほしいということでした。この工事につきましても県で委員会を立ち上げておりまして、これらの答申事項を踏まえ、現在検討中です。

続きまして西内惣構復元整備工事です。

事業主体は金沢市の歴史建造物整備課です。こちらの案件につきましては、復元方法や復元の範囲につきましては、別途、惣構・まちなか用水検討部会で検討しておりまして、当部会におきましては構成要素等の見え方、既存部分との擦りつけを含めて検討したものです。

対象地は主計町の緑水苑の中にあります。指定区域は重要伝統的建造物群保存地区、伝統環境保存区域、保全指定用水、惣構の跡が金沢市の史跡に指定されております。事業年度は平成 21 年度です。

こちらが現況の緑水苑の写真です。

景の趣としましては、歴史遺産としての「惣構」空間の創出ということです。

工事概要、各々の構成要素を書いてありますが、これらの構成要素ごとに検討を加えてまいりました。

こちらが計画平面図です。ちょうど右上のこの辺りに浅野川が流れておりまして、ここが主計町のメインストリートになります。緑水苑の上流側の方での惣構の復元と

いうことになります。惣構の復元に併せて見学スペースを 2 カ所設定した計画です。
　こちらは標準断面図で、前年度に行いました発掘調査の結果から堀の推定ラインというものが出ております。それらを保護する形で復元整備を行う計画です。

　こちらが整備イメージです。

　これらの計画を受けまして、当部会の意見としましては、見学所については、設置数や設置位置について検討を求めております。設置する場所によっては、惣構以外の隣地の状況が見える可能性もあるので、それらも含めて設置位置を検討してほしいということです。
　また、階段部はロープ柵ではなく、つかまることができるものとしてほしいということ。
　そのほか、茶屋街周辺の瀟洒な空間との調和ということも考慮しまして、全体として自然なイメージ、軽いイメージで整備をしてほしいという意見が出ました。

　これらの意見を踏まえまして、現在施工中の写真です。こちらは上流の方から浅野川の方に向かって撮った写真ですが、惣構の復元を行っています。こちらの上の方に見学所ができるような形になります。

　続きまして、お堀通り無電柱化工事です。事業主体は金沢市の道路建設課です。

　対象地は大手町地内ということで、大手堀に沿った道路です。指定区域は伝統環境保存区域、事業年度は平成 21 年度から 23 年度です。

　景の趣としましては、金沢城との一体的な景観の創出ということで、無電柱化を行います。それから車道の舗装改良と歩道が新設されます。それに伴って照明や植栽が施工されるということです。

　こちらは現況写真です。
　右側の写真ですが、大手門前の交差点の写真を示しておりますが、ご存じかと思い

ますが、車道を走っていますと少しねじれた状況になっていまして、今回の整備に併せまして、このねじれを解消していく計画となっております。

こちらが計画平面図です。歩道が設置され、それに伴って照明灯が設置されます。そのほか、歩道と車道との間にはフットライトを施工する計画です。

こちらが標準断面図です。現況幅員の中での整備ということで、現在歩道が付いていないところに歩道を設置するということで、車道幅員を 5.5mとしまして、残りのスペースで歩道を設置する計画です。

こちらが整備イメージで、KKR ホテル金沢の側に歩道が設置されるということです。

当部会の意見としましては、車道のねじれの解消については、隣接する歩道の横断勾配が急にならないよう配慮してほしいということです。
そのほか、ポケットパーク内に集積する無電中化の路上機器につきましては、道路からの見え方に配慮した配置、あるいは板塀や植栽等による適切な目隠し修景に努めてほしいといった意見がありました。

最後に、金沢駅西広場の再整備事業について報告をさせていただきます。こちらにつきましては、別途委員会を設け検討してきたということで、当部会には、その途中の段階で報告をいただいたものです。

対象地は広岡 1 丁目地内で、近代的都市景観創出区域です。事業年度は平成 22 年度から 25 年度です。青い点線で囲んだところが既存の駅前広場で、15,500m^2、今回赤く塗ったところが計画区域で、暫定駐車場と広岡交差点前の一部の用地を加えた範囲での再整備になります。

まず、東西の駅前広場の位置付けですが、駅東広場につきましては、伝統の広場ということで平成 17 年に整備がされております。対しまして、駅西広場につきましては新しい金沢の玄関口ということで、平成 3 年に開設されております。

現状の駅西広場の課題ですが、まず、顔づくりという点では、駅から街を見渡すことができない、あるいは駅との一体感が感じられないという課題があります。

それから右上の写真ですが、バリアフリーの観点では障害者や高齢者への対応が不十分なところがある。それから交通機能の観点では、バスやタクシー、一般車の動線が輻輳しているという課題があります。

これらの課題を受けまして、まず、配置ならびに機能については、再整備検討委員会で検討を行っています。それからデザインにつきましては、再整備デザイン検討会で検討してきております。デザインは、都市型デザイン、機能型デザイン、環境型デザインの三本柱で検討を加えてきたわけですが、デザインキーワードとしては、「水と緑と空～日本海に開く“時間（とき）と自然”の空間デザイン～」を掲げています。

こちらが施設配置平面図になります。まず、コンコース口からパークビルまでの地上動線を確保するという計画です。それから催し物の際に活用できるイベント広場、コミュニティゾーンを配置します。そのほか、一般車、観光バス、タクシー、路線バスといった各交通機関の輻輳をなるべく避けられるよう、平面計画をしております。

構成要素ごとの検討ですが、キャノピーや、メインストリートに配置される常緑樹と落葉樹の列植、ストライプの花壇や舗装といったもの、それからパークゲートが駅西広場のゲート口に施工されます。そのほか、駅周辺の原風景を表現するということで、ハス池とスイレン池がこの辺りに設置されます。さらに、和の雰囲気を表現するということで、竹林を配置する計画です。

こちらが整備イメージです。

各構成要素ごとのデザインの詳細につきましては、明日開催される当部会でご報告をいただく予定です。

以上で、用水みちすじ部会の報告を終わります。

（水野会長）　はい、ありがとうございました。ただ今、建物部会と用水みちすじ部会から報告がありましたが、大変多くの案件をきめ細かく検討しているようです。本

当に大変な作業であったと聞いております。まず、建物部会について何かご質問、ご意見ありませんか。

ご質問がないようですので、用水みちすじ部会に関して、いかがでしょうか。

（川上委員）　既に今回の駅西広場の再整備計画が用水みちすじ部会に報告されて、そのときにもご意見を申し上げたのですが、ここは金沢駅周辺ということで、交通環境整備も重要で、交通バリアフリーの重点整備区域として、交通環境、特にバリアフリーについて整備する区域になっています。市が中心となって整備計画も立てました。以前整備されたときもいろいろな問題があって、平成 7 年に私たちのグループで自主的に調査して、市に問題点の指摘等をしたように思います。今回再整備するにあたり、全体としては空間的なデザインというか造園的な面から見るといろいろな工夫がされていて面白いと思うのですが、場所性からいって、基本的な条件として十分踏まえなければならないはずのバリアフリーが、デザインの前提条件のなかで重要なものとして位置付けられていないように思います。やはり歩行動線として縦の動線を明確に位置付けた上で、全体の空間を計画設計していくような考え方が必要だと思うのですが、それがなぜかすっぽり抜けていて、横方向の色彩のデザインや空間の面白さなど、そういうものだけが目立ってしまっているように思います。現段階でバリアフリーの工夫をしても、なかなか限界があるのではないかと強く感じています。

非常に重要な空間でもあるので、こういう計画でかなり進んでしまったということは、非常に残念なのですけれど、今後こういうことにならないような手続きや手法を工夫して欲しいと強く思います。

（水野会長）　はい。それに対して、事務局から何か説明がありますか。

（事務局）　横縞の舗装につきましては、コンコースからパーク広場に向かっていくときに、移動することによって変わる景観というコンセプトがありまして、舗装の色も少し多く使うということです。

舗装の色彩計画につきましては、点字ブロックと舗装材との輝度比が確保されていればバリフリーの基準上は問題ないと判断し、その輝度比を確保したうえでの配色を検討しております。先日、開催されたデザイン検討会でも意見が出ておりまして、実

際に、現地にサンプルを配置し、それを確認したうえで最終的な決定を行ったほうがよいという意見も出ています。

（黒川委員）　話を戻して申し訳ないのですが、用水みちすじ部会からの報告にあった主計町の西内惣構ですけれど、自分はこの部会の部会長として審議に参加したわけですが、いまだに「大丈夫かな」という気持ちがあるので、委員の皆様にご意見を伺いたいと思っています。

例えば、金沢城のようなところは完全に発掘して復元というのはあり得るわけですが、明治以降、営々と形が変わってきて、ある程度の景観風景になっているところに、何百年か前の惣構の断面を持ってくるというのが結構難しいことだなと思いまして、ご意見をお持ちの方があれば、お伺いしたいと思います。本当に難しいですよね。発掘現場の展示であれば、そういう見せ方があるのでしょうけれども、この場合は、昔の形の一部を見せつつ、現代の風景に馴染ませるということで非常に難しい案件でした。

市では惣構の復元について、いろいろ計画されているのですよね。今後もこのようなことが案件が出てくる可能性があると思うので、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

（水野会長）　はい、いかがでしょうか。今、黒川委員から皆さんのご意見をお伺いしたいということですが、発言がありましたら。

（事務局）　この主計町ですが、重要伝統的建造物群保存地区に指定されています。また、この場所は 2 つの惣構がちょうど浅野川に接続する場所であったということで、重伝建としてさらに重層性を加えて価値を高めていこうという、文化庁との話もありました。実際この緑地は、地元にもかなり馴染んだ場所になっていますので、そういうものも残しながら、かつ防災的な機能も確保しながら、重要な資産である惣構をいかに見せていくかという、場所的にも狭く非常に難しいとは思うのですが、そのような事情を勘案しながら、復元していくように捉えています。

それから、市内の至るところで二重の惣構堀の遺構が見られますので、公共的な空間においては復元整備を行う方針でいます。例えば枡形という、ちょうど金石往還に

向かうところにおいては、市で用地を取得した上で整備を、これも十分発掘調査を踏まえた上で復元の方向性を考えていく予定です。そのほかにも何カ所か候補地がありますが、それについては、まだ具体的に住民の方との調整も行っていません。市としては、全体的なものをとらえながら、順次進めていきたいと考えています。

（水野会長）　はい、ほかに何かございますか。

私は実は、西内惣構、玉泉院庭園のあの辺りの計画に参加しているのですが、そのときに思うのは、可能な限り昔の姿を追ってみようと。これを公園として、あるいはみんなの集まる賑わいのある場所としてつくっていくときに、どう整備するかというときに、可能な限り探し出した要素を可能な限り生かして、それで整備してみよう、挑戦してみようというように、そういう姿勢でその会議に臨んでいるのですが、文化財の観点からいうと、その方がわれわれにとって可能性をどんどん与えてくれるような気がするのですね。限界をさらに引き上げてくれるというのですかね。ですから可能な限り昔のものを掘り出しながら、それをまた可能な限り楽しんでいこうというか、その辺のことが必要ではないかと思って今取り組んでいるところです。

（黒川委員）　東山にも、大正時代や昭和戦前を思わせる看板があって、あれをどうするかという議論をしたのを思い出したのですが、時代時代の積み重なりがあって今があるのですから、昔を再生することがどこまでならよいのか、なかなか難しい問題だと感じています。今後に向けて議論をしていくしかないと思います。

（水野会長）　はい。そのほかに、用水みちすじ部会について何かございましょうか。先ほど川上委員の方から出ました、駅西広場の再整備につきましては、明日、用水みちすじ部会で検討していくとのことですので、大切な問題ですので、そこで一度議論していただいて、問題提起があればしていただければと思っております。

ほかに、両方の部会について何かありましたら。

それでは、ご意見も出尽くしたようですので、建物部会と用水みちすじ部会からの報告について、了承するということでよろしいでしょうか。

両部会とも本当に精力的に、しかも、きめ細かく検討していただいて大変うれしく思います。

（3）その他

最後に、その他として「地区計画における形態意匠の制限について」事務局から説明をお願いします。

（事務局）　それでは、金沢市地区計画等の形態意匠条例についてご報告いたします。都市計画課の木村です。よろしくお願いします。

資料は、お手元にお配りしてあります資料番号5番、A3横のカラー資料1枚になります。これをご覧いただきながら、詳細につきましては、こちらのスクリーンの方で併せてご説明いたします。よろしくお願いします。

（以下、パワーポイントを併用）

本市では、まちづくりに関する住民ニーズに応えまして、良好な市街地環境の創造や保全を図るために、昭和63年から都市計画法に基づく地区計画制度を導入し、現在55の地区で運用しております。また平成16年からは建築基準法に基づく建築条例を定めまして、地区整備計画の内容を建築確認申請の確認対象事項として、よりきめ細やかな助言・指導を行ってまいりました。しかしながら、建築物の形態意匠の制限に関しては形状や材料のみが対象とされ、色彩などの項目は対象外とされており、法に基づく条例による行為の制限ができませんでした。平成17年6月に景観法が全面施行されたことから、形態意匠の制限についても景観法に基づく条例を制定することで法的な拘束力をもって、よりきめ細やかな助言・指導を行うことが可能となりましたので、景観法76条に基づく金沢市地区計画等の形態意匠条例を制定するものであります。

まず、地区計画と条例との関係ですが、都市計画法に基づきまして地区計画を決定いたします。建築物の用途や高さ、意匠などについて制限を定めるわけですが、地区計画区域内で建築行為などを行う場合は届出が必要となります。違反などがあっても勧告するのみで、強制力をもって計画の実現を担保することができませんでした。そこで、地区計画の内容を確実に実現するために、法律に基づく条例を制定することとしたものです。

スクリーン画面で緑色の建築基準法に基づく建築条例では、地区計画の内容を建築確認申請の確認審査事項としています。これにより建築確認や完了検査が義務づけられて地区計画の内容の実現を図っております。

この条例は平成16年7月に施行されております。

次ぎにスクリーン左側の赤色の部分が今回制定いたします景観法に基づく形態意匠条例です。地区計画の内容で建築条例で対象外とされていました建築物などの形態意匠の制限に関しまして、市長による認定許可制度を採用することとなります。これにより地区計画の内容はすべて法的に担保されることとなりました。

なお、条例の形態でありますが、これまでは景観法に基づき新たな条例を制定すると説明してまいりましたが、地区計画の制限に関する条例を二つ制定するよりも、一つの条例とすることによって、市民の皆様にとってより分かりやすくなりますので、既に定めている建築基準法に基づく条例の中に景観法に基づく規定を追加することとしております。

今後の予定ですが、3月議会に条例案を上程いたしまして、昨日24日ですが原案どおり可決しております。条例の施行については周知期間なども考慮して7月1日からを予定しております。

また、条例の適用地区は、本年2月12日に都市計画決定いたしましたパークサイド四十万地区、南森本地区、高柳地区の3地区を予定しております。なお、既に地区計画が定められている55の地区については、今後地元説明を行い、理解を得られた地区より条例の対象としていく予定としております。個別の建物物などの審査にあたりましては建物部会にお諮りするなど、景観政策課とも綿密に連携しながら取り組んでまいります。今後ともご指導のほど、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、説明を終わります。

（水野会長）　ただ今のご説明に関して、ご質問、ご意見等ございませんか。どうぞ。

（黒川委員）　資料の左下に「『建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限』のところのイラストで、左側がよくない例、右側がよくなった例として挙げてありますが、この右側は全然よくないのでやめた方がよい。これでは建売住宅が並んでいるようで、

良好な感じがしませんけれども。

（事務局）　想定事例ということで、例えば地区計画で既に 55 の地区を定めておりますが、屋根を勾配屋根にしましょうとか、外壁の色を茶とかグレーにしましょうとか、そういったことを住民の方々の同意の中で決めている地区もあります。そういった地区を想定事例として絵を描いてみました。住民の方々の同意の中でまちづくりのルールを決めていく制度ですので、あくまで一つの事例という形で見ていただければと思います。

（水野会長）　はい、そのほかにございませんか。さらに金沢の景観形成がきめ細かくなっていくようでございますが、景観に関して先進地ということですが、本当にその先端性といいますか、きちんとやるというのは大変なことです。

特にご意見もないようですので、「地区計画における形態意匠の制限について」は、ご了承いただいたことといたします。

おかげさまで、本日予定していた議題はすべて終了いたしました。せっかくの機会ですので、何か発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、ないようですので、本日の審議はこの辺りで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。